

## 京都市伝統産業設備改修等補助制度 交付要綱

平成26年4月18日制定

平成26年8月1日改正

平成27年4月1日改正

平成28年4月1日改正

平成29年4月1日改正

平成30年4月1日改正

令和3年3月25日改正

令和4年3月30日改正

令和6年4月1日改正

令和7年4月1日改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は、日本の伝統文化を支えてきた、本市の伝統産業の継承及び発展を図ることを目的に、伝統産業製品等の製造に支障が生じることのないよう、伝統産業製品等又はその材料等の生産に従事する者が行う設備等の改修等に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統産業 伝統的な技術及び技法を用いて、日本の伝統的な文化及び生活様式に密接に結び付いている製品その他の物（以下「伝統産業製品等」という。）を作り出す産業のうち、本市の区域内において、本市が指定する伝統産業製品等の企画がされ、かつ、その生産に係る主要な工程が経られるものをいう。
- (2) 材料等 伝統産業製品等を製造するうえで不可欠な材料及び器具類等の道具、部品をいう。
- (3) 従事者 京都市内に主たる事務所を有する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定するもの）をいう。ただし、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類において飲食サービス業に分類される産業を除く。
- (4) 改修等 改修、更新又は新設をいう。
- (5) 組合等 伝統産業の振興に関する法律に定める特定製造協同組合、販売協同組合、製造協同組合、連携製造協同組合等をいう。

### (交付の対象)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、補助事業については、法令等に基づく設計及び景観等を満たしたものでなければならない。

(設備の対象)

第4条 補助金交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）については、京都市内で将来にわたって使用する設備等に限るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において、別表第1に掲げる額とする。この場合において、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、京都市伝統産業設備改修等補助制度交付申請書（第1号様式）により、次の各号に掲げる書類を添えて別に定める日までに提出しなければならない。ただし、第2号については、従事者からの申請のみとし、第5号については、対象設備を新設する者のみとする。

- (1) 事業予算書（第2号様式）
- (2) 関連する組合等からの副申書（第3号様式）
- (3) 見積書及び見積明細書の写し
- (4) 対象設備のパンフレット等（ある場合）
- (5) 新設する対象設備の設置場所が分かる写真
- (6) その他市長が特に必要と認め指示する書類

(事前着手)

第7条 当該補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、事前着手届（第4号様式）を市長に提出したときは、この限りではない。

(標準処理期間)

第8条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから60日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。ただし、申請多数により条例第10条各項の決定に支障をきたすと判断される場合はこの限りではない。

(変更等の承認の申請)

第9条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、京都市伝統産業設備改修等補助制度変更承認申請書（第5号様式）及び変更後事業予算書（第6号様式）によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定するあらかじめ市長の承認を受ける必要がない軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの
- (2) 総事業費のうち補助対象経費の変更が5分の1以内で、かつ補助金額の変更が5分の1以内の減額であるもの
- (3) 経費配分の変更で、流用額が総事業費の5分の1以内であるもの

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、京都市伝統産業設備改修等補助制度中止・廃止承認申請書（第7号様式）により行うものとする。

(事業完了の届出)

第10条 条例第18条の規定による実績報告は、京都市伝統産業設備改修等補助制度実績

報告書（第8号様式）により、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。  
また、補助金交付後に工事代金等を納付する場合、納付後、速やかに請求書及び請求明細書の写しと、領収書又は振込明細の写しを提出しなければならない。

- (1) 事業決算書（第9号様式）
  - (2) 請求書及び請求明細書の写し
  - (3) 領収書又は振込明細の写し（納付済みの場合に限る。）
  - (4) 事業の完了を証明する写真（改修の対象が複数ある場合はそれらすべての写真を提出すること。）
  - (5) その他市長が必要と認め指示する書類
- （補助金の概算払）

第11条 補助対象者は、条例第21条第2項の規定による補助金交付予定額の全部又は一部について概算払を受けようとするときは、速やかに京都市伝統産業設備改修等補助制度概算払請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助交付決定の取消）

第12条 補助交付決定後、補助対象者が暴力団員等及び暴力団密接関係者であることが判明した場合、補助金交付決定を取消す。

（財産の処分の制限）

第13条 条例第31条第1項に規定する市長等が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により経済産業大臣が別に定める期間に準じるものとする。

2 補助金の交付を受けた者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、京都市伝統産業設備改修等補助制度取得財産等処分承認申請書（第11号様式）を市長へ提出し、市長の承認を得なければならない。

（補則）

第14条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

（適用）

この要綱は、決定の日から実施し、平成26年4月18日から適用する。

附 則

（適用）

この要綱は、平成26年8月1日から適用する。

附 則

（適用）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

（適用）

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(適用)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(適用)

この要綱は、令和3年3月25日から適用する。

附 則

(適用)

この要綱は、令和4年3月30日から適用する。

附 則

(適用)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(適用)

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第3条及び第5条関係）

補助事業の内容	補助対象者	補助対象経費 及び留意事項等	補助金の額
<p>老朽化や法令等の改正等により、1台30万円（税抜）以上の費用を要する設備等の改修等</p>	<p>(1)本市が指定する伝統産業製品等を市内で製造する従事者かつ自社に後継者が存在する等、設備改修等後に一定の期間ものづくりに従事する予定がある従事者。</p> <p>(2)本市が指定する伝統産業製品等を製造するうえで不可欠な材料等を、市内で生産する従事者かつ自社に後継者が存在する等、設備改修等後に一定の期間ものづくりに従事する予定がある従事者。</p> <p>(3)本市が指定する伝統産業製品等を市内で製造する従事者を構成員とする組合等。</p> <p>(4)京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。</p>	<p>(1)補助対象事業を行うに当たり、必要と認められる設計、改修等経費（当該設備を設置するための土地の取得及び賃借に要する費用を除く）が対象。</p> <p>(2)更新する設備については、一般的な仕様による標準的なものとし、特別な仕様が必要である場合は、それを証明すること。</p> <p>(3)やむを得ない場合を除き、市内の事業所に発注するよう努めること。</p>	<p>(1)補助対象経費（国庫補助を受けて実施する場合は、国庫補助金を除いた額）の3分の1以内の額（税抜）で200万円を限度とする。</p> <p>(2)ただし、新規雇用や新商品開発等につながる設備の新設については、補助対象経費（国庫補助を受けて実施する場合は、国庫補助金を除いた額）の2分の1以内の額（税抜）で200万円を限度とする。</p>

京都市伝統産業設備改修等補助制度 交付申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
①申請者の主たる事務所の所在地 〒	申請者の名称及び代表者名  電話 ( ) -
②対象設備の所在地 (①と同じ場合は記載不要) 〒	

京都市伝統産業設備改修等補助制度交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

申請者概要	職 種 (京都市伝統産業指定74品目から選択)			
	加盟組合等名			
	過去に補助交付を受けた回数 ( ( ) 内に該当する年度を記入)	回 ( )		
	従業員数	人	資本金	円
	担当者名 :		日中連絡が取れる電話番号 ( ) -	
補助事業内容	対象設備名	(対象設備は原則1社1台に限ります)		
	種別 (該当するものに○) : 新設 ・ 更新 ・ 改修			
	事業の 目的・概要	※事業の必要性、実施スケジュール等を具体的に記入してください。		
緊急性 ※該当がある場合のみ、いずれか1つにチェックしてください。	<input type="checkbox"/> (1)法令改正等により、至急設備を改修・更新又は新設する必要がある <input type="checkbox"/> (2)設備の老朽化等により、火災等の事故や環境汚染等の可能性がある <input type="checkbox"/> (3)設備の老朽化等により、事業の存続が困難な状況にある <input type="checkbox"/> (4)設備の老朽化等により、生産能力が低下している <input type="checkbox"/> (5)事業拡大や新規事業等のために、設備を改修・更新又は新設する必要がある。			
改修等により 見込まれる効果 ※該当するもの全てにチェックしてください。	<input type="checkbox"/> (1)倒産・廃業を免れる <input type="checkbox"/> (2)売上高が向上する <input type="checkbox"/> (3)経費削減につながる <input type="checkbox"/> (4)事業の海外進出につながる <input type="checkbox"/> (5)新商品開発につながる <input type="checkbox"/> (6)従業員の新規雇用につながる <input type="checkbox"/> (7)事業の内製化につながる <input type="checkbox"/> (8)事業承継※につながる <input type="checkbox"/> (9)後継者育成につながる <input type="checkbox"/> (10)生産性向上につながる <input type="checkbox"/> (11)事業効率化につながる <input type="checkbox"/> (12)伝統的な技術・技法の保存につながる			
事業着工予定日 及び完了予定日	着工予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
総事業費 (税抜額)	円			
補助金交付申請額 ※1,000円未満切り捨て	円			

市内業者への発注	<input type="checkbox"/> 市内業者に発注する <small>(しない場合の理由：)</small>	<input type="checkbox"/> 市内業者に発注しない <small>( )</small>
----------	--	---

**※事業承継とは：後継者への代替わり（代表者変更）を指します。設備改修以前に代替わりを行なっている場合等は、該当しませんので御注意ください。**

申請者は、以下のとおり誓約します。

(該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。)

- 申請者は、京都市指定の伝統産業に従事しています。
- 申請者並びに京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。
- 申請者は、併給禁止の条件のある他の補助金を受給していません。
- 申請者は、市税を滞納していません。
- 申請者が、同一内容で国や府等に同様の補助金を申請する場合は、本補助金の補助申請額（交付決定済みの場合は交付決定額）を報告します。また、国や府等への申請情報の照会に同意します。
- 申請者は、その他、京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに京都市伝統産業設備改修等補助制度交付要綱に定める事項に違反しません。
- 申請者が、補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合又は記載事項が虚偽であった場合は、補助金を一括返還します。

補助対象経費	(市記入欄) (申請時)	円	(市記入欄) (調査後)	円
補助金交付申請額	(市記入欄) (申請時)	円	(市記入欄) (調査後)	円

## 事 業 予 算 書

	経 費 内 訳	金 額 (税抜額)	支 払 先 等
支 出 の 部		円	
	合 計		

	区 分	金 額 (税抜額)	注 意 事 項
収 入 の 部	市 補 助 金 <small>(1,000円未満切り捨て)</small>	円	<p>・見積明細書は必ず添付してください。</p> <p>※国庫補助金を併用する場合には、事業経費の総額から国補助金額を差し引いた額の1/3又は1/2が補助申請額となります。</p> <p>本件申請後に国庫補助金の申請を行った場合には、必ず御連絡ください。</p>
	府 補 助 金 <small>(1,000円未満切り捨て)</small>		
	※国 庫 補 助 金		
	自 己 負 担 金		
	合 計		

京都市伝統産業設備改修等補助制度 交付副申書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
組合等の主たる事務所の所在地 〒	組合等の名称及び代表者名  電話 ( ) -

京都市伝統産業設備改修等補助制度交付要綱第6条第2号の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付について副申します。

記

副申対象申請者	
申請者について	<input type="checkbox"/> 申請者は当該組合の組合員である。 <input type="checkbox"/> 申請者は組合員ではないが、産地振興に必要と認め、組合として副申する。
補助事業内容	
産地組合として副申する理由	緊急性について（例：法令改正等により至急設備の改修等が必要 設備の改修等を実施しないと事業の継続が困難など）
	稀少性について（例：同業者数が著しく少ない、他社にはない独自の技術があるなど）
	事業の必要性（例：新商品開発、海外進出に不可欠など）

※この様式は、必ず産地組合等が御記入ください。また、様式の控えを組合にて保管ください。

京都市伝統産業設備改修等補助制度 事前着手届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地 〒	申請者の名称及び代表者名  電話 ( ) -

標記の事業について早期に着手したいので、京都市伝統産業設備改修等補助制度交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

補助事業内容	
着手予定年月日	年 月 日
交付決定前の着手を必要とする理由	
交付決定前に係る条件等	<p>なお、本件については、下記条件を了承し、今後交付決定がなされなかった場合においても異議を申し立てません。（チェックを入れてください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。</li> <li><input type="checkbox"/> 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。</li> </ul>



## 変 更 後 事 業 予 算 書

	経 費 内 訳	金 額 (税抜額)	支 払 先 等
支 出 の 部		円	
	合 計		

	区 分	金 額 (税抜額)	注 意 事 項
収 入 の 部	市 補 助 金 <small>(1,000円未満切り捨て)</small>	円	<p>・見積明細書は必ず添付してください。</p> <p>※国庫補助金を併用する場合には、事業経費の総額から国補助金額を差し引いた額の1/3又は1/2が補助申請額となります。</p> <p>本件申請後に国庫補助金の申請を行った場合には、必ず御連絡ください。</p>
	府 補 助 金 <small>(1,000円未満切り捨て)</small>		
	※国 庫 補 助 金		
	自 己 負 担 金		
	合 計		

第7号様式（第9条関係）

京都市伝統産業設備改修等補助制度 中止・廃止承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地 〒	申請者の名称及び代表者名  電話 ( ) -

年 月 日付け京都市指令 第 号をもって交付決定通知があった  
上記の補助事業を下記の理由により廃止（中止）したいので、京都市伝統産業設備改修等補  
助制度交付要綱第9条第3項の規定に基づき、承認を申請します。

記

廃止（中止）する 補助事業内容	
廃止（中止）する理由	
担当者名	日中連絡が取れる電話番号 ( ) -

京都市伝統産業設備改修等補助制度 実績報告書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地 〒	申請者の名称及び代表者名   電話 ( ) -

年 月 日付け京都市指令 第 号をもって交付決定通知を受けた  
上記補助事業を完了しましたので、京都市伝統産業設備改修等補助制度交付要綱第10条の  
規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

補助事業内容		
事業着工日 及び完了日	着工日 年 月 日	完了日 <sup>※1</sup> 年 月 日
総事業費 (税抜額)	円	
補助交付決定額 <sup>※2</sup>	円	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業決算書（第9号様式）</li> <li>・請求書及び請求明細書の写し</li> <li>・領収書又は振込明細の写し</li> <li>・事業の完了を証明する写真 (改修の対象が複数ある場合はそれらすべての写真を提出すること。)</li> <li>・その他市長が必要と認め指示する書類 ( )</li> </ul>	
担当者名	日中連絡が取れる電話番号 ( ) -	

※1 工事代金の支払いが完了した日もしくは実際の工事が完了した日のいずれか遅い方の日付を記入してください。

※2 実際の工事により、総事業費もしくは補助対象経費に変動があり、補助金額が当初の交付決定額を下回る場合には、減額後の補助金申請額を記入してください。

補助対象経費 (税抜額)	(市記入欄)   円
-----------------	---------------------

## 事 業 決 算 書

記入日      年    月    日

	経 費 内 訳	金 額 (税抜額)	支 払 先 等
支 出 の 部		円	
	合 計	円	

	区 分	金 額 (税抜額)	注 意 事 項
収 入 の 部	市 補 助 金	円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求明細書は必ず添付してください。</li> <li>・事業経費の支払いに当たっては、<u>振込手数料は申請者が負担してください。</u>事業経費から振込手数料分を差し引いての振込は認められません。</li> </ul>
	府 補 助 金		
	国 庫 補 助 金		
	自 己 負 担 金		
	合 計		

京都市伝統産業設備改修等補助制度 概算払請求書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地 〒	申請者の名称及び代表者名  電話 ( ) -

年 月 日付け京都市指令 第 号をもって交付決定通知を受けた事業の概算払いを受けたいので、京都市伝統産業設備改修等補助制度交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の概算払を請求します。

記

補助事業内容		
事業着工予定日 及び完了予定日	着工予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日
補助金交付予定額	円	
受領済補助金額	円	
概算払請求額	円	
補助金交付残額	円	

京都市伝統産業設備改修等補助制度 取得財産等処分承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地 〒	申請者の名称及び代表者名   電話 ( ) -

年 月 日付け京都市指令 第 号をもって交付決定を受けた財産を処分したいので、京都市伝統産業設備改修等補助制度交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

取得財産の種類、 取 得 年 月 日	
取 得 価 額	円
補 助 金 交 付 額	円
処 分 の 理 由	
添 付 書 類	